

「任意継続保険加入について」

制 度 被保険者の資格を喪失した後も、任意に被保険者資格を継続できる制度

被保険者資格 資格喪失日の前日まで継続して2ヶ月以上被保険者であること

資格申請期間 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内

加入期間 2年間

提出書類 ◇ 任意継続被保険者資格取得申請書
◇ 被扶養者異動届(増)……被扶養者がいる場合のみ
◇ その他必要に応じた書類

保険料 ■ 保険料額 任意継続被保険者の保険料は、事業主負担分も合わせて全額自己負担となります。
退職時の標準報酬月額と当健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額を比べ、いずれか低い方が任意継続被保険者の標準報酬月額となり、この額に保険料率を乗じて得た額が保険料額となります。

ただし、全被保険者の平均標準報酬月額に変更があった場合は2年目の標準報酬月額が変更することがあります。

■ 納付方法 支払方法は次の3つから申請時に選択します。

- ① 毎月払い(当月分の保険料はその月の10日まで)
 - ② 12ヶ月前納払い(4～3月分の年1回払い)
 - ③ 6ヶ月前納払い(4～9月分、10～3月分の年2回払い)
- ※前納払いの保険料は若干割引きとなっています。
※銀行の振込手数料は自己負担となります。

■ 納 付 下記の当組合口座に振込んで下さい。
初回(加入時)は、事業主(給与天引き)、または下記の当組合口座に振込。
2回目以降は送付した納付書を使ってお振込み下さい。

みずほ銀行 本所支店 (普) 1404292
渡辺パイプ健康保険組合

介護保険料 介護保険料は、健康保険料に加算して徴収され、その額は毎年変わります。
下記の方が介護保険料の対象となります。

第2号被保険者・・40歳以上65歳未満で国内に住所を有している者

特定被保険者・・①被保険者が40歳未満であるが、被扶養者が第2号被保険者である者

②被保険者は国内に住所を有していないが、第2号被保険者である被扶養者が国内に住所を有している者

③被保険者は65歳以上で介護保険第1号被保険者であるが、被扶養者が第2号被保険者である者

資格喪失 任意継続被保険者は、次のいずれかの事由に該当したときは、その資格を喪失することになります。

- ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 保険料を納付期限までに納付しないとき
- ④ 再就職により新しい健康保険の被保険者資格を取得したとき

※保険料を前納された場合は、その期間中は喪失できませんので注意して下さい。(再就職の場合は除く)

その他 保険給付は、従来と変わりません。
人間ドック(健保負担11,300円)は、自己負担額が変わります。

問い合わせ先 渡辺パイプ健康保険組合
TEL:03-3549-3082
FAX:03-5565-6385